

宇佐市若者定住促進住宅入居者募集要項

宇佐市に定住を希望される子育て世帯を対象に、宇佐市若者定住促進住宅の入居者を次の通り募集します。

1. 募集を行う住宅の名称、所在地及び募集世帯

- ①名称：下恵良若者定住促進住宅【平成 27 年 4 月から供用中】
- ②住所：大分県宇佐市院内町下恵良 128 番地の 1
- ③募集世帯：1 世帯（2 棟 2 号）

2. 住宅の構造及び規模

木造平屋一戸建、延床面積 91. 2 m² 間取り 3 L D K

3. 部屋の間取り

別添の資料を参照ください

4. 入居資格

- ①将来にわたって宇佐市に定住し、市の発展に寄与する意志のある方。
- ②入居申込において、世帯に同居する小学生以下の子がいること。
- ③世帯における月額所得額が、158,000 円以上 487,000 円以下であること。
- ④市区町村税等を滞納していないこと。
- ⑤申込者及び現に同居し、若くは同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

5. 入居できる期間

若者定住促進住宅に入居できる期間は、中学生以下の子と同居している間です。ただし、同居の子がこの住宅から高等学校へ通学する場合は、在学中に限り入居を延長することができます。

6. 家賃及び敷金

若者定住促進住宅の家賃は、月額 45,000 円を基準として、同居する家族構成に応じて、家賃額から一定金額を控除します。ただし、控除される額の上限は、月額 35,000 円です。

- ①家賃 月額 45,000 円（基準額）
 - ・同居する小学生が 1 人の場合 家賃 25,000 円（控除額 20,000 円）
 - ・ " 2 人の場合 家賃 15,000 円（控除額 30,000 円）
 - ・ " 3 人の場合 家賃 10,000 円（控除額 35,000 円）
 - ・同居する小学生未満の子及び中学生が居る場合は、1 人につき 5,000 円控除されます。
- ②敷金 135,000 円（基準額の 3 カ月分）

7. 子育て・教育環境

- ☆南院内小学校（約 1 km） ★共働き世帯も安心の放課後児童クラブあり
- ☆院内中学校（約 6 km） ★路線バス（定期券全額補助）又は自転車等にて通学
- ☆県立安心院高校（約 12 km）

※括弧書きの距離は住宅から学校等までの距離です。

8. 申込方法等

①申込方法

所定の申込書に必要事項をご記入の上、添付書類（申込書に記載）を添えて、市へ直接提出するか郵送にてお申し込みください。申込用紙は、市のホームページからもダウンロードできます（宇佐市ホームページ <http://www.city.usa.oita.jp/>）。

②申込期間

随時募集

③申込書提出先

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

宇佐市観光まちづくり課コミュニティ係

9. 入居者の選考方法

別に定める入居選考基準に基づき決定します（面接を行う場合があります）。

10. 入居者の決定時期

申込書の提出次第、審査を行い決定いたします。

11. 入居決定後について

申込者は、入居決定後、連帯保証人 2 名が必要となります。

入居に際しては、以下の書類が必要となりますので、ご確認ください。

①請書（本人の認印、連帯保証人の実印が必要）

※添付書類：各連帯保証人の印鑑証明書 1 通・所得証明書 1 通

②連帯保証人となられる皆様へ（連帯保証人の実印が必要）

③誓約書・承諾書（本人の認印、連帯保証人の実印が必要）

④敷金預け証（基準家賃 3 ヶ月分を敷金として預けること）

⑤家賃控除申請書

⑥転入届完了通知書（上記①～⑤の書類作成後、市民課で若者定住促進住宅所在地へ住民票を異動すること）

※連帯保証人については、以下の要件を満たすものとする。

・入居決定者と同程度以上の収入を有する者

・概ね 65 歳以下の者

・生計が別であること（各連帯保証人が別世帯であること）等

*詳細はお問い合わせください。

12. その他

ご希望に応じ、現地案内を行います。ただし、事前にお申し込みが必要です。

13. お問い合わせ先

申込みに関すること

宇佐市観光まちづくり課コミュニティ係

TEL：0978-27-8170（直通）

FAX：0978-32-2324

E-mail：tiiki06@city.usa.oita.jp

連帯保証人・住宅設備に関すること

宇佐市建築住宅課住宅係

TEL：0978-27-8184（直通）

FAX：0978-32-1133